

香芝市の行政財産である土地の貸付けに関する条例をここに公布する。

令和5年6月28日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第10号

香芝市の行政財産である土地の貸付けに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第1号の規定に基づく行政財産である土地（以下「行政財産土地」という。）の貸付けに関して、基本的な事項を定めることにより、地域社会のニーズに対応した行政財産の利用の促進を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、行政財産土地の貸付けに係る適否の決定に当たっては、当該行政財産土地の用途又は目的を妨げない限度において、市民のための有効活用を第一義とし、具体的事例に即して総合的に判断しなければならない。

(貸付けを受ける者の責務)

第3条 行政財産土地の貸付けを受ける者は、当該行政財産土地を利用して実施する事業に関し、市民の優先的な利用に努め、かつ、将来の公用又は公共用の必要に応じられるようにしなければならない。

(用途の指定)

第4条 行政財産土地を貸し付けるときは、あらかじめその用途を具体的に指定するものとする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。